

~~STAGE APPROVED~~

NO. 200-054 DATE R3. 1. 29 (SUPERSEDES NO.)
REV. DATE (SUPERSEDES NO.)
REASON

FA-200 SERVICE MANUAL No. FA200-101 における FAN-038 の明確化

SERVICE MANUAL No. FA200-101 において、3 章の機体点検要領について FAN-038 との繋がりを明確にしました。

それに伴い不要頁を削除し、以下の新旧対比表のように変更を行いました。
差し替え要領に従い該当頁を差替えて使用して下さい。

注：本サービス・ニュースは、両面印刷用に頁構成されています。

【新旧対比表】

旧 頁	新 頁
【第 3 章】	
Ⅲ-Ⅱ	Ⅲ-Ⅱ
3-17	3-17
3-21,3-22,3-23	削除
3-24	3-21
3-25/3-26	3-22
3-27	3-23
3-28	3-24

【差し替え要領】

マニュアル No.	本紙頁	サービス・マニュアルの頁
FA200-101	3～10	Ⅲ-Ⅰ/Ⅲ-Ⅱ、3-17 / 3-18、3-21 / 3-22、3-23 / 3-24

(Blank Page)

第3章

整備・点検

3-1	整備上の一般基本事項	3-1
3-2	一般整備	3-1
3-2-1	燃料補給	3-1
3-2-2	滑油補給	3-2
3-2-3	点火栓の点検・清掃	3-2
3-2-4	バッテリーの点検・整備	3-2
3-2-5	エンジン・エアークリーナー・フィルタの点検・洗滌	3-2
3-2-6	燃料ストレーナの清掃	3-2
3-2-7	エンジン・オイル・ストレーナの清掃	3-3
3-2-8	真空系統リリース・バルブの清掃	3-3
3-2-9	シミー・ダンパーの点検・注油	3-3
3-2-10	ブレーキ・マスター・シリンダの点検・注油	3-3
3-2-11	前脚緩衝支柱の注油と空気充填	3-3
3-2-12	主脚緩衝支柱の注油と空気充填	3-4
3-2-13	前車輪タイヤの空気充填	3-4
3-2-14	主車輪タイヤの空気充填	3-5
3-2-15	ブレーキ・ライニングの交換	3-5
3-2-16	車輪ベアリングの点検・注油	3-6
3-2-17	タイヤの使用限度	3-6
3-2-18	プロペラの点検・整備	3-6
3-3	定期整備	3-7
3-4	給油	3-11
3-5	機体の洗滌	3-16
3-5-1	機体の洗滌	3-16
3-5-2	機体のつや出し	3-16
3-5-3	エンジン部分の洗滌	3-16
3-5-4	アクリル樹脂製窓ガラスの整備と清浄	3-16
3-5-5	風防内面の洗滌	3-17

3-6	機体の点検	3-17
3-6-1	日常点検	3-17
3-6-2	定期点検	3-17
3-6-3	特別点検	3-17
3-7	時間交換	3-17

ISSUED: JANUARY 2021



3-5-5 風防内面の洗滌

- (1) 湿らせたやわらかい布で表面を軽くぬぐう。
- (2) ごみを拭き取ったら湿った鹿皮で拭く。

注 意

窓ガラスを拭くのに上記以外のものを用いてはならない。軟化またはひび割れの原因になることがある。

- (3) 必要に応じて 3-5-4(3)～(6)項を実施する。

3-6 機体の点検

3-6-1 日常点検

日常点検は表3-4及びFAN-038の「日常点検及びカレンダー検査点検表」に従って行なう。機体外部点検および地上運転をし、記録をとる。

3-6-2 定期点検

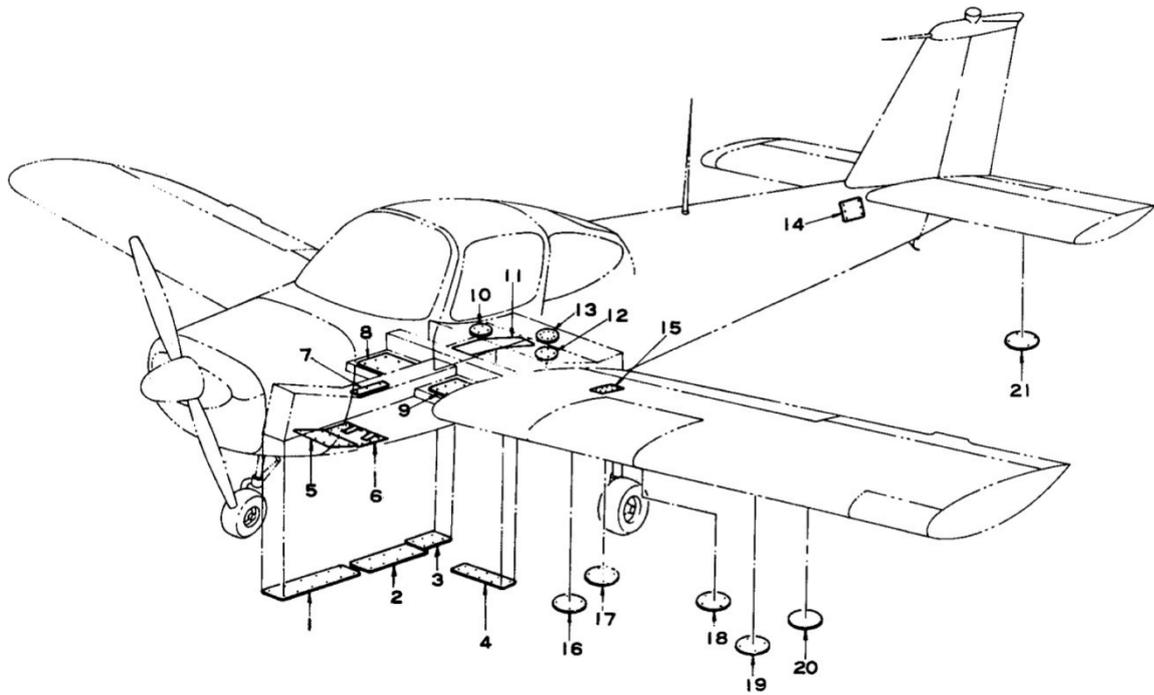
定期点検は表3-5、FAN-038の「50、100、500、1000時間点検表」、「日常点検及びカレンダー検査点検表」、「3000時間特別点検表」及び「9,000時間特別点検表」に従って行なう。

3-6-3 特別点検

機体の異常な飛行に対する特別点検は表3-6に従って行なう。

3-7 時間交換

FAN-038の「時間限界部品の名称及び限界使用時間」、「時間交換部品の名称及び取扱要領」及び「機能検査部品の名称及び取扱要領」に従って行なう。



注意：④・⑤・⑥および⑮～⑳の点検カバーは右側にも対称に有る。

図 3-5 点検カバー (1/2)



25 時間整備

1. 最初の 25 時間飛行後（新品またはオーバーホール・ニュー・エンジンに換装した場合を含む）の整備点検。

- (1) エンジンに対し、50 時間点検に相当する点検を行う。
- (2) エンジンオイルを交換する。またフィルタ・エレメントを取りはずし金属片の有無について点検する。
- (3) ジェネレータまたはオルタネータ駆動ベルトのテンションを点検する。点検は下記 a、b、c いずれかの方法で行うこと。

a. ふれによる方法

図示の如くベルトを 5/16IN 引いた時、バネ秤の読みが 10 ポンド (4.5kg) であること。ただし、新しいベルトを取付ける時はベルトの“のび”を考慮して 14 ポンド (6.4kg) とする。点検の結果、規定値が得られないときは、ベルトのテンションを調整する。

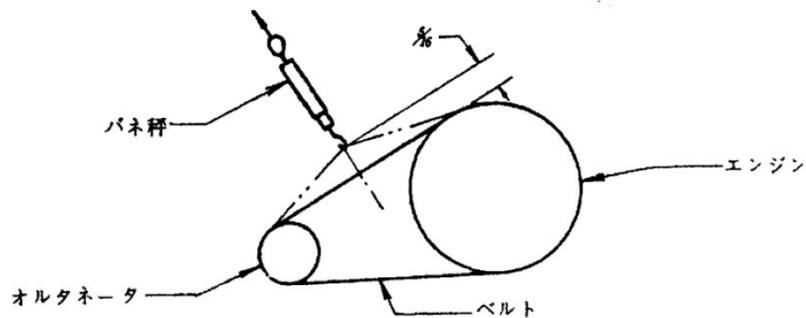


図 3-6 オルタネータ・ベルト、テンション測定方法

b. トルクによる方法

プーリーをジェネレータ（又はオルタネータ）に止めているナットに 24mm (31/32IN) のボックスを挿入しトルクレンチをかけ時計方向に廻らす。プーリーがスリップする瞬間のトルクを読み、得られたトルク値が下記の値を外れている時は、ベルトのテンションを調整する。

ベルトの状態	ベルト・サイズ	プーリーのトルク値
ニュー・ベルト	3/8	11~13 Ft-Lbs
使用中のベルト	3/8	7~ 9 Ft-Lbs

注 意

「ニュー・ベルト」のトルク値は新しいベルトを取付ける時のみに適用し、その後の整備点検時には「使用中のベルト」のトルク値を適用する。

c. ベルト・テンション・ゲージによる方法

Lycoming の特殊工具 NO.ST-131 のベルト・テンション・ゲージを使用する方法で、これはあらかじめ定められたスプリング力のもとでベルトの変位量を示すことによりベルトのテンションを測定する。このツールおよび使用法については、Lycoming サービス・レターNO.L160 を参照のこと。

400 時間点検

2. 400 時間毎にエンジンのロッカーボックスカバーを取りはずし、バルブチップ、バルブキーパー、スプリングおよびスプリングシートに損傷はないか、またはバルブの作動は円滑か点検する。

表 3-5



状 況	点 検 項 目
飛行中に制限Gをオーバーする様な飛行をするか、異常な突風を受けたことがパイロットより報告された時。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主翼外板にしわ、座屈、亀裂、リベットのゆるみはないか。 2. 垂直安定板、水平安定板取付部に損傷はないか。外板にしわ、座屈、亀裂、リベットのゆるみはないか。 3. 胴体外板にしわ、座屈、亀裂、リベットのゆるみはないか。前部胴体と後部胴体の結合部と、その附近のロンジに亀裂、損傷はないか。 4. フラップ、補助翼、方向舵、昇降舵の取付部作動ロッドにガタ、損傷はないか、外板にしわ、座屈、亀裂、リベットのゆるみはないか。 5. 機体構造寸法検査を実施する。(図3-7) 6. 点検結果を製造会社に報告し指示を得ること。
ハード・ランディングないし降着装置を損傷する様な結果を招いた疑いがあるとパイロットより報告されるか、整備員により感ぜられた時。	<ol style="list-style-type: none"> 1. オーバーGに対する点検項目1、2、3、5を実施する。 2. 降着装置取付部およびその附近に亀裂、損傷はないか。 3. タイヤを取りはずし、内部を点検する。 4. 緩衝支柱に亀裂変形、取付ボルトにゆるみ、破損がないか。 5. 脚寸法検査を実施する。(図3-8) 6. エンジン・マウントのアライメントおよびダイチェック。 7. マウント取付部の目視点検。 8. 点検結果を製造会社に報告し指示を得ること。
制限をこえない、エンジン・オーバースピード (2700~3200rpm)	<ol style="list-style-type: none"> 1. シリンダ頭部、シリンダ胴に亀裂、破損はないか。 2. 油溜、オイル・スクリーンに金属粉がないか。
制限をこえたエンジン・オーバースピード (3200rpm 以上)	<ol style="list-style-type: none"> 1. エンジン交換 (オーバー・ホール)
30 日以上寒冷地にて飛行した場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 風防ガラスにクレージングや亀裂はないか。 2. 風防シールに損傷、老化はないか。 3. 脚緩衝支柱、ブレーキ系統に漏れはないか。 4. オイル系統、燃料系統に漏れはないか。 5. バッテリーは正しく充電され、規定の比重又は容量があるか。 6. オイル・サンプの水抜きをする。

表 3-6 特別点検表

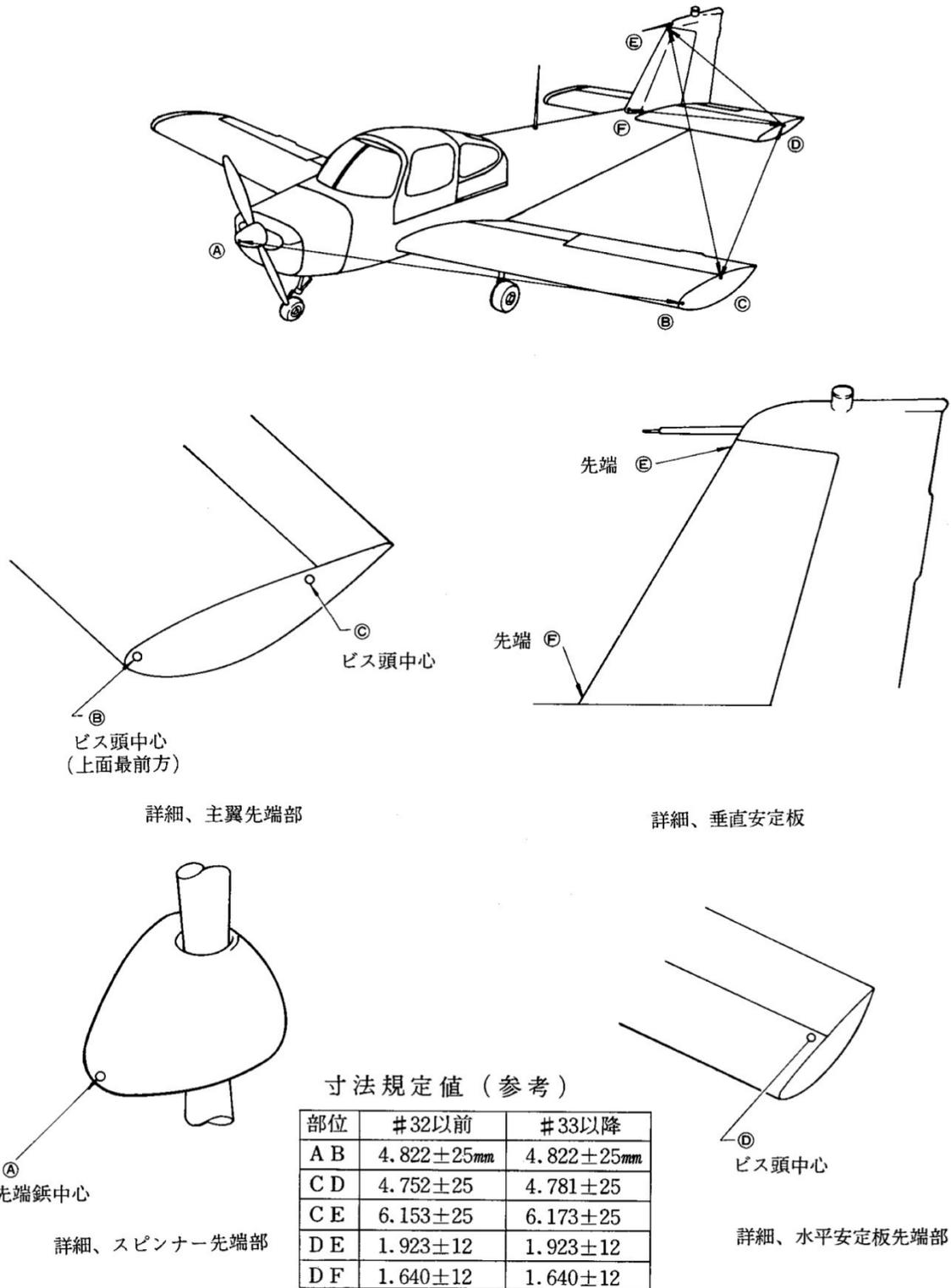
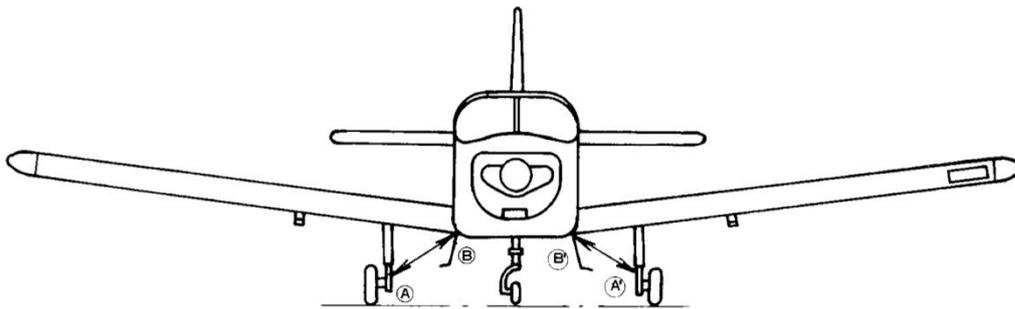


図3-7 構造寸法検査



寸法規定値(参考)

部 位	寸 法
A C. A' C'	1 9 8 7 ± 1 2 mm
A A'	2 2 8 0 ± 1 2
A B. A' B'	7 2 5 ± 1 0

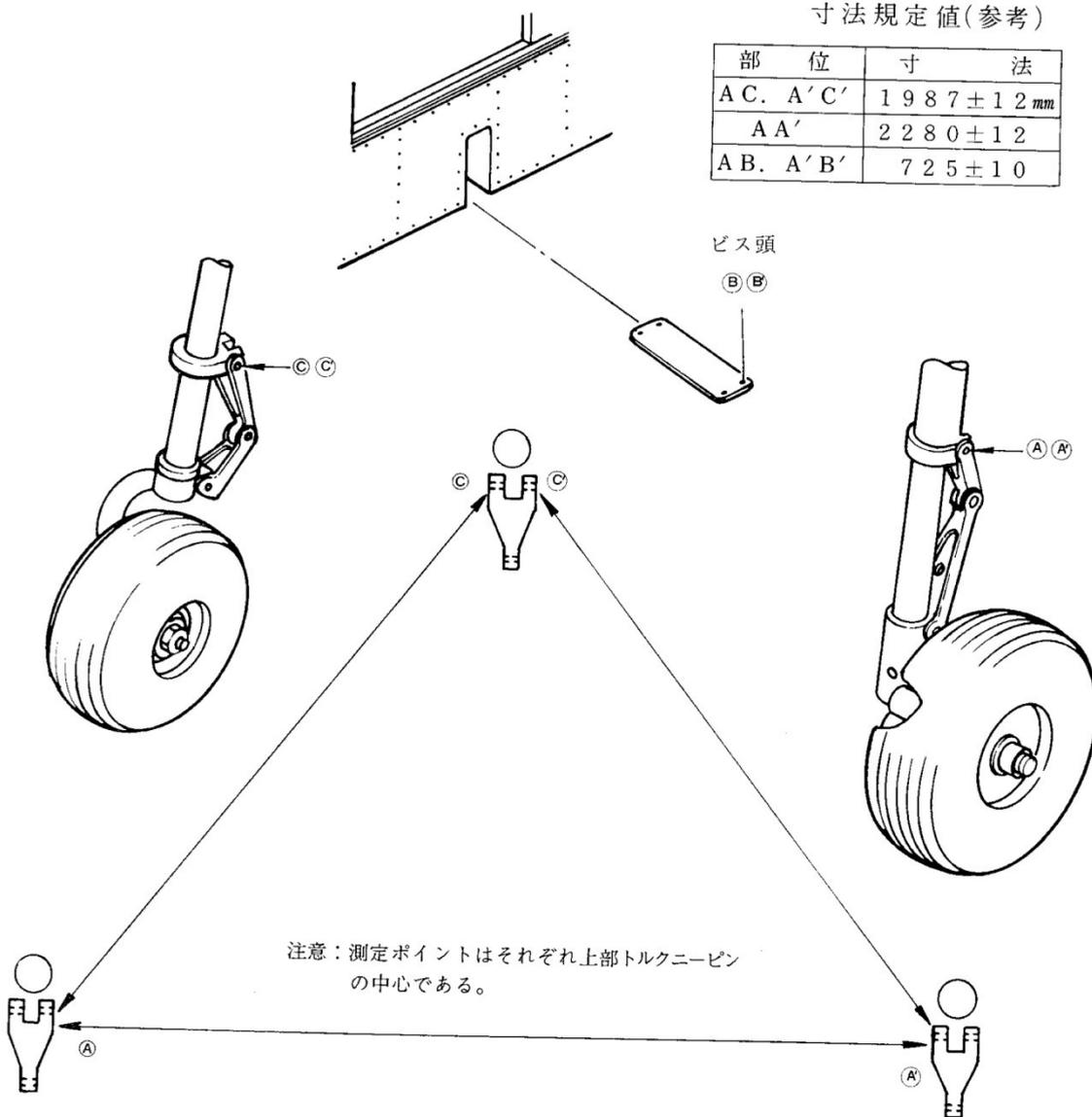


図3-8 脚取付部寸法検査